

## 決 議 文

本日私たちは、今年9月に創設された消費者庁・消費者委員会の現状を確認すると共に、消費者問題における今後の課題の中でも特に重要な地方消費者行政の充実のための方策について議論した。

その結果、現在の消費者委員会は事務局体制が極めて不十分であり、このままではその監視機能を発揮することは困難であること、地方消費者行政の充実のためには、国からの財政等の支援のほか、自治体そのものが消費者行政に本腰で取り組む必要があること、消費相談窓口充実のためにはこれを担う消費生活相談員の地位・待遇の改善が不可欠であることなどが確認された。

よって私たちは、消費者庁・消費者委員会がその与えられた役割を十分発揮するとともに、今後の最大の課題の一つである地方消費者行政充実のため、本日、以下のとおり決議する。

- 1 政府は、消費者委員会の監視機能を実効的なものとするため、その事務局体制の充実を図ること。
- 2 各都道府県は、地方消費者行政の充実を図るため、各地で推進役を果たすための地方消費者行政推進本部を設置すること。国はその推進を積極的に促すこと。
- 3 各自治体は、地方消費者行政活性化基金を最大限活用するよう努力すること。国は、基金の運用についての各自治体の意向を踏まえ、基金の交付要領の見直しを速やかに行うこと。
- 4 消費者にとってより身近で信頼できる消費者相談窓口を実現するため、これを担う消費生活相談員の待遇を改善すること。その際、次の各事項に留意すること。
  - (1) 相談窓口とその自治体の本課機能とが緊密に連携することで、より質の高い、総合的なサービスを提供できることに鑑み、その身分を自治体から切り離すことは避けること。
  - (2) 消費生活相談員の専門性の強化と身分の安定を確実に実現するため、正規職員化を原則とする制度に改めること。その際、現在勤務している消費生活相談員の勤務実態にも十分配慮すること

第29回クレジット・サラ金・商工ローン・ヤミ金被害者交流集会

第2分科会 参加者一同